

蔵王町定住促進事業補助金のお知らせ (平成30年7月1日施行)

町では、町外からの移住と町民の定住を促進することを目的に「蔵王町定住促進事業補助金」を交付し、町内に定住しようとする方に対して支援を行います。

◆ 内 容

本町に定住する目的で注文住宅を新築した方、建売住宅又は中古住宅を購入した方に対して、その取得に要する費用の一部を補助する。

(基準日が平成30年4月1日から平成33年3月31日の間に到来するもの)

※基準日：新築注文住宅にあつては、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日。建売住宅、中古住宅にあつては、売買契約締結日)

1. 補助対象者：基準日時点で満55歳未満である方、夫婦の場合は、いずれかが満55歳未満である方で、本町に定住する目的で注文住宅を新築した方、建売住宅又は中古住宅を購入した方
2. 補助対象経費：注文住宅の新築費用、建売住宅又は中古住宅の購入費用
3. 補助率：住宅の新築(購入)費の1/10 以内
4. 補助条件：①基準日以後10年以上定住すること
②所有権保存登記を行い、住宅の世帯員持分合計が2分の1以上であること。
③居住部分の床面積が50㎡以上の家屋で、玄関、居室、浴室、便所、台所
その他居住に必要な機能を備えていること。
5. 補助額：①補助額：30万円
②子育て支援加算額：20万円(基準日時点で満18歳未満の子どもがいる方)
③町内建築事業者加算額：30万円(中古住宅の購入の場合は、購入時の改修であり、かつ改修費用が30万円以上であること。)

※補助上限額=80万円

6. 申請受付開始日：平成30年7月1日

※基準日から6ヶ月以内に申請が必要になります。

◆ 補助金額算定例

定住者	⇒	補助金 (基本額)	+	子育て支援 加算額	+	町内建築事 業者加算額	=	基本額 ⇒ 30万円
【基準日時点で満55歳未満である者、夫婦の場合は、いずれかが満55歳未満である方】		30万円		20万円		30万円		満18歳未満の子どもがいる場合 ⇒ 50万円
				【基準日時点で満18歳未満の子どもがいる方】		【中古住宅の購入の場合は、購入時の改修であり、かつ改修費用が30万円以上であること】		町内建築事業者の場合 ⇒ 60万円
								満18歳未満の子どもがいる場合及び町内建築事業者の場合 ⇒ 80万円

※補助金額は住宅の新築(購入)費の1/10が上限(共有名義の場合は、新築(購入)費×世帯員持分の1/10が上限)

◆お問合せ先：蔵王町役場 まちづくり推進課 0224-33-2212